

平成 22 年 6 月 23 日

各 位

会社名 FDK 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6955 東証第 2 部)
問合せ先 広報・IR 室長 成重 靖浩
TEL : 03-3434-1271

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、国（防衛省）から提起されておりました訴訟（以下、「本訴訟」という）について、本日、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成 9 年度から 11 年度までに陸上自衛隊へ納入した乾電池の取引に関して、平成 13 年に公正取引委員会の審決を受け、独占禁止法違反行為に対する課徴金を課されました。

その後、国（防衛省）は、当該行為に基づく契約が無効であると主張し、不当利得の返還を求める訴訟を平成 16 年 11 月 5 日に東京地方裁判所に提起し、本日、判決の言い渡しがありました。

2. 訴訟を提起した者（原告）

国（防衛省）

3. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 6 月 23 日

4. 判決の内容

判決主文は以下のとおりです。

(1) 被告らは、原告に対し、それぞれ別紙債権目録 2-A ないし 2-C の「合計金額」欄記載の各金員及び「返還金額」欄記載の各金員に対する「支払日」欄記載の日の翌日から各支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え

(2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用はこれを 100 分し、その 32 を被告 FDK の、その 5 を被告東芝の、その 8 を被告トーカンの、その余を原告の各負担とする。

(4) この判決の第 1 項は仮に執行することができる。

注) 判決主文 1 の「別紙債権目録 2-A ないし 2-C の「合計金額」欄記載の金員」の、当社分は 225,875,795 円。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、判決文を十分に精査したうえで、東京高等裁判所へ控訴手続きを取ることも含め、検討してまいります。

なお、今後、公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上